

別添1

内閣官房(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
157	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについて、申請を受ける自治体側が内閣官房が職務上利用する場合の登記手数料及び他会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止である。この提案は、内閣官房が職務上利用する際には、登記手数料及び会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求めるものである。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び他会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止」であるとの提案がされ、内閣官房は、官公署の登記業務に令和元年4月より登記手数料が減額されるなど、登記手数料及び会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求めるものである。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提出が必要になれば、時間的にもコスト的に負担となることは時間的、コスト的に負担となっている。申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び他会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止」であるとの提案がされ、内閣官房は、官公署の登記業務に令和元年4月より登記手数料が減額されるなど、登記手数料及び会員手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求めるものである。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	内閣官房、経済産業省、法務省	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、福岡県連合	埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。 ○公務員の登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止後、その実施状況を踏まえた公務員に因る登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止である。	登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書の提出を不要とすることができる。また、当該仕組みに因る登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止後、その実施状況を踏まえた公務員に因る登記手数料の支払いに係る義務付けの廃止である。	上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携を検討・実現されるところにより、御提案の内容については実質的に排置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。